

少年法通信

少年の健全育成と人権保障
のために

№ 30

日本弁護士連合会
少年法「改正」対策本部
昭和62年4月30日

目次

○ 日弁連副会長 訪 立明	1
○ 「東京家庭裁判所本庁少年部事件処理要領(1)」(全文)	2
○ 資料1・資料2「家庭裁判所少年部事件処理要領」作成 に関する全園状況について(その一)・(その二)	13 14
○ 投稿 東京家庭裁判所「処理要領」問題について	15
東京弁護士会 木下 淳博	
○ 各地の活動状況紹介	17
大阪弁護士会(石田法子) / 福岡県弁護士会(八尋八郎)	
京都弁護士会(出口治男) / 第一東京弁護士会	
(山之内三紀子)	
○ 附添人体験記	26
○ 弁護士 須納瀬 学(少年交通冤罪事件)	
○ 弁護士 大谷 恭子(少年院と親の死に目)	
○ 日社事件について	34
○ 『非行と少年法問題研究会』例会報告	37
(25回・26回・27回)	
25回・東京大学教授堀尾輝久 / 26回・「東京ジャーナル」 主宰者奥地圭子・弁護士津田文児 / 27回・金司法 労組浅川道雄・弁護士城戸浩正	
○ 『非行と少年法問題研究会』報告に関するコメント	43
―その三 青山学院大学助手 片山 等	

附添人体験記

少年交通冤罪事件の附添人活動

弁護士 須納瀬 学

(はじめに)

東京家裁において道路交通法違反により保護観察処分となった少年の再抗告申立てに対し、三月二十四日、最高裁は、「保護処分決定及びこれに対する抗告を棄却した原決定は重大な事実誤認の疑いがある」として、これを取り消し東京家裁に差し戻す決定をした。

本件は、道路交通法違反という軽微な事件であるが、いくつかの重要な問題を含んでいると思われるので、この事件に関わった附添人として報告したい。

(事件の概要)

本件事件において裁判所には、二段階の処用上の問題があった。

第一は、家裁の調査官の調査であり、第二は、高裁における抗告審手続である。

少年は、都内の都立高校に通う高校二年生(当時)である。少年は、本年一月八日に、東京家裁少年交通部に呼び出された。彼には心当たりの事件はなかったが、とりあえず母同伴の上出席する。そして、審判の前に行われた調査官の個別調査の際、調査官から昭和六一年一〇月二日山梨県でバイクを運転して追い越し違反をしたという非行事実を告げられる。ここでの調査官の対応が第一の問題である。

すなわち、右非行事実を行っていない少年は、反則キップを見せられ「僕、やっていません」と明確に否認している。しかし、これに対し、調査官は、「ここにキップがきられているんだからやらないはずはないだろう」と取り合わなかった。さらに次のようなやりとりがある。

少年「日光とか軽井沢は行ったことがあるけど、こんな所は通らないと思う」

調査官「軽井沢に行く時は通るだろう。県境ということもあるな」

少年「反則キップに記載された車両番号は少年のものとも異なつたので」「こんな車、僕知りません」

調査官「友達のも借りて行ったのだろう」

母親「山梨に行ったことは、私は聞いていません」

調査官「お母さんに内緒で行ったのだろう」

少年「指紋を調べてもらえますか」

調査官「指紋なんか調べていたら、今日の裁判に間に合わないだろう」

少年「署名の字も違います」

調査官(少年に名前を書かせて)「(署名は)君の字だ。ねえ、お母さん」

このように少年は真剣にかつ明確に無実を訴えているが、調査官は全く少年の言い分に耳を傾ける姿勢を持たなかったのである。

そして、約一五分ほどのやりとりの後、調査官は「じゃあ、もういいです。裁判官の前ではきちっと返事をするんだぞ」と告げて調査を打ち切った。

その時調査官が作成した調査票には、「友人とのツーリング途中(余り記憶がないが)先行車が遅かったので、追い越すため右側通行した」との記載がなされている。

その後、裁判官の面前で審判が行われたが、少年は、調査官にあれだけ主張しても取り合ってもらえなかったことに失望し、また交通違反であるから大した処分にもならないであろうと考え、裁判官の質問に対しては、否認せず、全て認めてしまった。このため、即日、保護観察処分決定(交通短期)が下されたのである。

少年と母親は驚き動揺した。そして、何とか誤りを正さなくてはと決意する。特に、母親は、一七歳という重要な年齢にある少年に、誤ったことがそのまま通ってしまうという認識を持って欲しくな

った。その為に奔走することになる。

少年は、学校で問題の一〇月二日に登校していたことを担任教師から確認している。母親は、知人から抗告という不服申立て手続きがあることを聞き、自筆の抗告申立書を作成して、東京家裁に提出する。これが、東京高裁で審理されることとなるが、この審理手続きが第二の問題である。

すなわち、東京高裁は、この抗告申立てに対し、少年らの言い分を全く聞く機会を持たず、家裁から送付された記録のみをもとに抗告棄却決定を下しているのである。右決定は「(非行事実)は優に認めることができる」としている。

しかし、少年らは、抗告申立てをした以上、当然言い分を聞いてもらえる機会があるものと思っていた。そして、高校から、一〇月二日には登校していた旨の証明書の交付を受け、裁判所からの呼び出しの際に持参すべく用意していたのである。抗告申立てについて教えてくれた知人も、裁判所から呼び出しがあるから、その際証明書を持っていくようにとアドバイスしている。

このような少年らの感覚は常識的なのといえる。特に、附添人がつかず当事者本人が抗告申立てをしている場合には、より丁寧に対応すべきであろう。しかるに、全く少年らに連絡のないまま、いきなり抗告棄却決定を送達する裁判所の処理は、いかにも国民に不親切な裁判所との誹りを免れないのではないかと思われる。

(再抗告申立て)

抗告棄却決定の送達を受けて、再度驚いた少年と母親は、何とか方法はないかと、東京弁護士会の子どもの人権救済センターを訪れ

る。

そこで対応した私が、附添人として、最高裁に対し再抗告申立てをすることになる。

私は、早速記録を閲覧した。この中には交通事件原票があったが、確かに少年の氏名や本籍、住所、免許証番号が記入されている。そして、同原票内の供述書部分に少年名の署名と指印がある。しかし、私は、少年が私の面前で書いた署名と比べて見たが、かなり違っていた。また、少年が私の面前で押した指印と比較したところ、少年のそれは馬蹄型であるのに対し、原票のそれは渦巻型であって、素人目にも別のもので分かったのである。少年の言い分に耳を傾け、少しでも反則キップを疑う姿勢を持てば、その場で少年が無実であることは分かったはずである。

また、弁護士会照会で、事件原票に記載された車両番号から車両の所有者を確認したところ、少年のかつての友人であることが分かった。

このような調査の上で、二月二六日、最高裁に再抗告を申し立てた。再抗告申立て書では、第一に「原審及び原々審決定に取り消さなければ著しく正義に反すると認められる事実誤認」があること、第二に、家裁の審判手続きが憲法三一条に違反すること、第三に、高裁の抗告手続きが憲法三一条に違反することから、原決定及び保護処分決定が取り消されるべきであると主張した。

第一の点については、少年法三五条は、

「憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤があること、又は最高裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り」再抗告をすることができると

規定している。しかし、最高裁昭和五八年九月五日決定（いわゆる「みどりちゃん事件」）において、「たとえ少年法三五条所定の事由が認められない場合であっても原決定に同法三二条所定の事由（法例違反、重大な事実誤認、処分著しい不当）があつてこれを取り消さなければ著しく正義に反すると認められるときは」、最高裁は「職権により原決定を取り消すことができる」と判示しているので、これに基づく主張である。

（調査官面会と最高裁決定）

私は、少年の無実を確信していたが、これが再抗告で認められるかについては不安だった。立証が不十分であるということで棄却されないか、あるいは、重大な事実誤認とはいえないと言われないか、さらに事実誤認は認めつつ他の事情を考慮して保護処分決定は相当であると言われないか。これらは、私が弁護士一年目であり、最高裁で争うという経験を持っていなかったというに加えて、これまで事実誤認を理由として保護処分決定を取り消した再抗告決定が見当たらなかったからでもある。

そこで、早速、最高裁の調査官に面会を申し入れた。すると、翌日に会うという回答。三月六日に最高裁を訪れた。

調査官は、私の一通りの説明が終わった後、端的に切り出した。「問題は指紋が一致するかどうかですね。先生の方で、鑑定でもなさいますか」

私は、この言葉を聞き、最高裁が事実調べをするということであり、これはいけると思った。ただ、鑑定の点については、第一に、そもそも指紋の確認は、捜査側、あるいは裁判所で行うべきもので

あること、第二に、少年の方に必ずしも経済的に余裕がないことを述べて、裁判所の方で鑑定してほしいことを申し入れた。これに対し、調査官は、その場で最高裁から警察あるいは検察庁を通じて指紋の確認をすることを約束してくれた。

さらに調査官は、「交通短期保護観察ですから、これが終わると再抗告の利益がなくなりますね」と続けた。私は、ある少年法に詳しい弁護士から、最高裁は保護観察終了後に再抗告の利益なしとして却下するおそれがあると聞かされていた。しかし、少年法二七条の二による保護処分取り消しについては、保護処分継続中についてのみ認められるという判例があるが、文言上も手続上も明白に異なる再抗告については、別個に考えるべきだと確信していた。それだけに、調査官の発言には驚き、「それが最高裁の見解ですか」と質したが、それには明確な回答はなかった。ただ、調査官は、「再抗告の利益がなくなるという考え方もありますから、早く手続を進める必要がありますね」と言ってくれたので、私はほっとしたのである。

その後、少年の指紋が、反則キップのものと異なることはすぐに判明した。

そして、最高裁は、三月二四日付けで、家裁の保護処分決定および高裁の抗告棄却決定を取り消し、本件を東京家裁に差し戻す旨の決定を下したのである。

（差戻審決定）

その後、四月二一日に、東京家裁において、差戻審の審理が行われた。そこでは、裁判官は、審理の冒頭、「言いたくないことがあ

つたら言ひ必要はない。事実と違ふことがあつたらはつきりと違ふと言ふように」と少年に告げた。そして、非行事実の確認に対し、少年はきつぱりと「やっています」と答えた。裁判官は、さらに「間違いが二度と起こらないように詳しく事情を聞きたい」と家裁での調査及び審理の状況について詳細に聞いた。

その上で、裁判官は、少年は本件非行事実について、非行なしを理由として不処分とする旨を言い渡した。

なお、差戻審では、本件とは別件の交通違反についても審理された。これは、少年が昨年一二月にスピード違反をしたというもので、これは事実である。少年もすでに、一月の審判の段階で裁判官に告げている。

この別件については、非行事実は存在すると認定されたが、少年がすでに一回保護観察処分としての講習を受けていること、さらに今回の事件での抗告、再抗告手続きを通じていろいろ学んだことなどを理由として、不処分とされた。

この決定をもって、本件事件は一応終了したのである。

(本件事件の意義)

本件事件の持つ意味として次のような点が挙げられる。

まず第一に、本件事件は単に一調査官のミスに過ぎないと捉えることはできない。むしろ、軽微事件特に交通事故においては、迅速処理の名のもとに形式的、画一的処理が行われていると聞く。道交法違反事件についての調査官の調査は一件当たり一〇分にも満たないという。その処理過程では、少年の言ひ分を丁寧に聞き、少年の健全な育成という理念に立脚して調査、審理するということが困難

になつていゝのではないか。その結果として冤罪が産み出される。その一事例が本件ではないかと考える。

確かに、本件のように強く否認していながら、それに取り合わないというのは極端な事例かもしれない。しかし、気の弱い少年は、明確に否認しないままあっさりと認めてしまう場合がないだろうか。保護観察処分となつても交通短期だから直ぐ終わると泣き寝入りしている少年はいないだろうか。

そう考えると本件は、多くの潜在的冤罪の氷山の一角というべきであろう。

その意味で、本件事件は調査官の人員配置の問題等を含む少年交通事件の処理の仕方そのものに反省を迫るものであると考えるべきである。

第二に、本件事件は、またしても附添人活動の重要性を教えている。残念ながら、現在の裁判所において、少年やその保護者だけで無実を訴えていくのは非常に困難であることを、この事件は示している。再抗告でも附添人がつかなかったとしたら、果して同じ結論になつたであろうか。

少年事件において附添人がついた事件は〇・六パーセント(昭和六〇年、交通事件を除く一般保護事件)に過ぎない。その余の九九・四パーセントの中に、埋もれた冤罪事件が数多く存在するのではないか。

それゆゑにこそ、私達弁護士が、積極的に附添人活動に関わり、広く国民に対して、附添人制度を知らせていく必要があると考える。第三に、既に触れた事であるが、法律的問題として、重大な事実誤認の場合も再抗告で争ひうることを最高裁が再度認めたらうえ、実

際にこれを適用して、保護処分決定を取り消したことの意義は大きいと思われる。

第四に、本件事件を通じて少年事件が得たものは大きな意味がある。

少年は、保護処分決定が下されてしまったことにより、大きな精神的ショックを受けた。自分の言い分を全く聞いてくれなかった調査官に腹をたてるとともに、裁判官の前で認めてしまった自分自身について後悔の念を強く持つ。そして、少年と母親は自己の無実を明らかにするために奔走することを余儀無くされた。

しかし、少年の母は、一七歳という精神的成長にとって重要な時期にある少年に対し、誤ったことは正され、正しいことは認められるということを教えるためにも、少年の無実を主張することが必要であるとして奔走した。そして、その結果、学校の教師や学友らの協力を得て、真実を明らかにすることができたのである。

少年は、私に対しては、うれしいと語るのみであるが、真実を主張していくことの重要性和それが認められることの喜びを身にしみて感じたであろうと思う。

私自身も、未だ経験の浅い弁護士であり、必ずしも確信がもてないながら、少年と母親の熱意と裁判所の杜撰さへの怒りに突き動かされて取り組んだ事件であった。

それだけに、大きな成果が挙げえたことに私自身驚きと喜びの気持ちたちが混ざり合っているというのが正直なところである。ただ、本件事件の結果に単純に喜んではいられない。この事件を通じて明らか

かにされた問題点は深刻であり、これを解決するための取り組みをさらに進めなければならぬと考える。

以上